

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第22条」に、「第28条～第42条」を「第23条～第37条」に、「第43条」を「第38条」に、「第44条・第45条」を「第39条・第40条」に改める。

第2条中第2号を削り、同条第3号中「市費教職員」を「教職員」に改め、「県費教職員を除く」を削り、「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職及び学校事務職である職員」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第10条第4項中「同項」を「前項」に改める。

第11条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「及び教職員健康管理保健指導員（以下「保健指導員」という。）」を削り、同条第2項中「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第23条から第27条までを削り、第28条を第23条とし、第29条中「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同条を第24条とし、第30条を第25条とする。

第31条中「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同条を第26条とし、第32条を第27条とする。

第33条第1項中「第31条」を「第26条」に、「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同条第2項中「第29条」を「第24条」に、「第30条」を「第25条」に改め、同条を第28条とし、第34条を第29条とする。

第35条中「職員（県費教職員を除く。）にあつては」を削り、「県費教職員にあつては療養の経過を3箇月ごとに病状報告書（第1号様式）により校長を経由して、」を「療養の経過を」に改め、同条第1号及び第2号中「又は療養休暇」を削り、同条を第30条とする。

第36条中「当該長期療養者が職員（県費教職員を除く。）である場合にあつては」及び「、県費教職員である場合にあつては病状報告書、診断書（第2号様式）、所属長の意見（第3号様式）及びその他の資料を添えて」を削り、同条を第31条とする。

第37条第1項中「第35条」を「第30条」に改め、「職員（教職員を除く。）にあつては」、「、教職員にあつては教職員審査委員会」及び「又は教職員審査委員会」を削り、同条第2項中「又は教職員審査委員会」を削り、同条を第32条とし、第38条を第33条とし、第39条を第34条とする。

第40条第5項中「第31条」を「第26条」に、「第33条」を「第28条」に、「第34条」を「第29条」に、「第40条」を「第35条」に、「県費教職員及び市費教職員」を「教職員」に改め、同条を第35条とし、第41条から第45条までを5条ずつ繰り上げる。

別表第1中「（第29条関係）」を「（第24条関係）」に改める。

別表第2中「（第31条、第33条、第40条関係）」を「（第26条、第28条、第35条関係）」に改める。

別表第3中「（第31条関係）」を「（第26条関係）」に改める。

別表第4中「（第31条、第33条関係）」を「（第26条、第28条関係）」に改める。

様式を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

制 定 理 由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、川崎市教職員健康管理審査委員会を川崎市職員衛生管理審査委員会に統合すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会安全衛生管理規則 平成20年3月21日教委規則第12号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 安全衛生管理体制（第5条～<u>第22条</u>）</p> <p>第3章 健康の保持増進のための措置（<u>第23条～第37条</u>）</p> <p>第4章 快適な職場環境を形成するための措置（<u>第38条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第39条・第40条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （第1条 略） （定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 職員 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員をいう。</p> <p>（2） <u>教職員</u> 職員のうち川崎市立学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、<u>学校栄養職及び学校事務職である職員</u>をいう。</p> <p>（3） 事務局等事業場 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関（学校事業場及び給食事業場を除く。）のすべてを一の事業場としたものをいう。</p> <p>（4） 学校事業場 <u>教職員</u>が勤務する職場のすべてを一の事業場としたも</p>	<p>○川崎市教育委員会安全衛生管理規則 平成20年3月21日教委規則第12号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 安全衛生管理体制（第5条～<u>第27条</u>）</p> <p>第3章 健康の保持増進のための措置（<u>第28条～第42条</u>）</p> <p>第4章 快適な職場環境を形成するための措置（<u>第43条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第44条・第45条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （第1条 略） （定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 職員 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員をいう。</p> <p>（2） <u>県費教職員 職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。</u></p> <p>（3） <u>市費教職員 県費教職員を除く</u>職員のうち川崎市立学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手<u>及び学校栄養職員</u>をいう。</p> <p>（4） 事務局等事業場 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関（学校事業場及び給食事業場を除く。）のすべてを一の事業場としたものをいう。</p> <p>（5） 学校事業場 <u>県費教職員及び市費教職員</u>が勤務する職場のすべてを</p>

改正後	改正前
<p>のをいう。</p> <p>(5) 給食事業場 川崎市立学校に付設する給食場のすべてを一の事業場としたものをいう。</p> <p>(第3条～第9条 略)</p> <p>(産業医)</p>	<p>一の事業場としたものをいう。</p> <p>(6) 給食事業場 川崎市立学校に付設する給食場のすべてを一の事業場としたものをいう。</p> <p>(第3条～第9条 略)</p> <p>(産業医)</p>
<p>第10条 事務局等事業場、学校事業場及び政令第5条に定める規模の事業場(給食事業場を含む。)に産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 産業医は、法第13条第1項に定める事項を行うものとする。</p> <p>4 産業医は、<u>前項</u>に定める事項に関し、総括安全衛生管理者に勧告し、又は安全管理者及び衛生管理者を指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(教職員健康管理指導担当医)</p>	<p>第10条 事務局等事業場、学校事業場及び政令第5条に定める規模の事業場(給食事業場を含む。)に産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 産業医は、法第13条第1項に定める事項を行うものとする。</p> <p>4 産業医は、<u>同項</u>に定める事項に関し、総括安全衛生管理者に勧告し、又は安全管理者及び衛生管理者を指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(教職員健康管理指導担当医等)</p>
<p>第11条 学校事業場に教職員健康管理指導担当医(以下「指導担当医」という。)を置く。</p> <p>2 指導担当医は、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>教職員</u>の疾病予防についての指導及び相談に関すること。</p> <p>(2) その他<u>教職員</u>の健康相談に関すること。</p>	<p>第11条 学校事業場に教職員健康管理指導担当医(以下「指導担当医」という。) <u>及び教職員健康管理保健指導員(以下「保健指導員」という。)</u>を置く。</p> <p>2 指導担当医は、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>県費教職員及び市費教職員</u>の疾病予防についての指導及び相談に関すること。</p> <p>(2) その他<u>県費教職員及び市費教職員</u>の健康相談に関すること。</p> <p><u>3 保健指導員は、指導担当医及び学校事業場に置く衛生管理者の業務を補助する。</u></p>
<p><u>3</u> 産業医は、指導担当医を兼ねることができる。</p> <p>(第12条～第22条 略)</p>	<p><u>4</u> 産業医は、指導担当医を兼ねることができる。</p> <p>(第12条～第22条 略)</p> <p><u>(教職員健康管理審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第23条 県費教職員の健康管理の適正を図るため、教育委員会に川崎市教職員健康管理審査委員会(以下「教職員審査委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第24条 教職員審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p>

改正後	改正前
<p>第3章 健康の保持増進のための措置 (採用時等の教育)</p> <p>第23条 教育長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、当該職員に対し、遅滞なく、その従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行うものとする。</p> <p>2 教育長は、職員を省令第36条各号に掲げる業務に就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行うものとする。 (健康診断の実施)</p> <p>第24条 教育長は、職員に対し、雇入時健康診断、定期健康診断その他省令</p>	<p>(1) <u>衛生管理者</u></p> <p>(2) <u>産業医</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が適当と認める者</u> (所掌事務)</p> <p>第25条 <u>教職員審査委員会は、県費教職員の休養又は療養についての医学的 事項及び健康管理について調査審議し、教育長に意見を述べるものとする。</u> (委員長及び副委員長)</p> <p>第26条 <u>教職員審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選 により定める。</u></p> <p>2 <u>委員長は、会務を総理し、教職員審査委員会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代 理する。</u> (会議)</p> <p>第27条 <u>教職員審査委員会は、教育長の請求に基づき必要に応じ委員長がこ れを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>教職員審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数 のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>3 <u>教職員審査委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係 人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>第3章 健康の保持増進のための措置 (採用時等の教育)</p> <p>第28条 教育長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、当該職員に対し、遅滞なく、その従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行うものとする。</p> <p>2 教育長は、職員を省令第36条各号に掲げる業務に就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行うものとする。 (健康診断の実施)</p> <p>第29条 教育長は、職員に対し、雇入時健康診断、定期健康診断その他省令</p>

改正後	改正前
<p>で定める健康診断及び教育長が必要と認める健康診断を実施するものとする。</p>	<p>で定める健康診断及び教育長が必要と認める健康診断を実施するものとする。</p>
<p>2 所属長は、職員が前項に規定する健康診断を受けることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>2 所属長は、職員が前項に規定する健康診断を受けることができるよう配慮するものとする。</p>
<p>3 職員（<u>教職員</u>を除く。）に対する健康診断については、市長が行う健康診断に関する規定を適用し、実施するものとする。</p>	<p>3 職員（<u>県費教職員及び市費教職員</u>を除く。）に対する健康診断については、市長が行う健康診断に関する規定を適用し、実施するものとする。</p>
<p>4 <u>教職員</u>に対する雇入時健康診断は、教育長が別に定めるところにより実施するものとする。</p>	<p>4 <u>県費教職員及び市費教職員</u>に対する雇入時健康診断は、教育長が別に定めるところにより実施するものとする。</p>
<p>5 <u>教職員</u>に対する定期健康診断の実施時期、検査の方法及び検査の技術的基準は教育長が別に定めるとともに、検査項目については、別表第1のとおりとする。 (受診義務)</p>	<p>5 <u>県費教職員及び市費教職員</u>に対する定期健康診断の実施時期、検査の方法及び検査の技術的基準は教育長が別に定めるとともに、検査項目については、別表第1のとおりとする。 (受診義務)</p>
<p>第25条 職員は、法第66条第5項の規定により、教育長の指定した期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、教育長が指定した医師以外が行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を教育長に提出したときは、この限りでない。 (指導区分の決定)</p>	<p>第30条 職員は、法第66条第5項の規定により、教育長の指定した期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、教育長が指定した医師以外が行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を教育長に提出したときは、この限りでない。 (指導区分の決定)</p>
<p>第26条 産業医は、健康診断の結果により、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員について、その職員の勤務内容、勤務の状況等に関する資料を参考にし、職員（<u>教職員</u>を除く。）にあつては別表第2に、<u>教職員</u>にあつては別表第3に定める区分を組み合わせる別表第4に掲げる指導区分を決定し、教育長に意見を述べるものとする。 (健康診断の結果)</p>	<p>第31条 産業医は、健康診断の結果により、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員について、その職員の勤務内容、勤務の状況等に関する資料を参考にし、職員（<u>県費教職員及び市費教職員</u>を除く。）にあつては別表第2に、<u>県費教職員及び市費教職員</u>にあつては別表第3に定める区分を組み合わせる別表第4に掲げる指導区分を決定し、教育長に意見を述べるものとする。 (健康診断の結果)</p>
<p>第27条 教育長は、健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知するものとする。 (措置等)</p>	<p>第32条 教育長は、健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知するものとする。 (措置等)</p>
<p>第28条 教育長は、<u>第26条</u>の規定による指導区分の決定を受けた職員（<u>教職</u></p>	<p>第33条 教育長は、<u>第31条</u>の規定による指導区分の決定を受けた職員（<u>県費</u></p>

改正後	改正前
<p>員を除く。) に対しては別表第 2 に、<u>教職員</u> に対しては別表第 4 に掲げる措置の基準に従い、適切な措置を行うものとする。</p>	<p><u>教職員及び市費教職員</u> を除く。) に対しては別表第 2 に、<u>県費教職員及び市費教職員</u> に対しては別表第 4 に掲げる措置の基準に従い、適切な措置を行うものとする。</p>
<p>2 教育長は、<u>第24条</u> 第 1 項又は<u>第25条</u> ただし書に規定する健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる職員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うものとする。</p> <p>(療養等の義務)</p>	<p>2 教育長は、<u>第29条</u> 第 1 項又は<u>第30条</u> ただし書に規定する健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる職員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うものとする。</p> <p>(療養等の義務)</p>
<p>第<u>29</u>条 前条の規定による措置又は保健指導を受けた職員は、医師又は保健師の指示に従い、療養等に専念する等健康の回復に努めなければならない。</p> <p>(長期療養者)</p>	<p>第<u>34</u>条 前条の規定による措置又は保健指導を受けた職員は、医師又は保健師の指示に従い、療養等に専念する等健康の回復に努めなければならない。</p> <p>(長期療養者)</p>
<p>第<u>30</u>条 次に掲げる職員(以下「長期療養者」という。)は、教育長及び主治医の指示に従って療養に専念するとともに、市長が定める長期療養者に関する規定に基づき、<u>療養の経過</u>を教育長に報告しなければならない。ただし、教育長がこれを報告する必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第<u>35</u>条 次に掲げる職員(以下「長期療養者」という。)は、教育長及び主治医の指示に従って療養に専念するとともに、<u>職員(県費教職員を除く。)</u> <u>にあつては</u>市長が定める長期療養者に関する規定に基づき、<u>県費教職員にあつては療養の経過を3箇月ごとに病状報告書(第1号様式)により校長を経由して、</u>教育長に報告しなければならない。ただし、教育長がこれを報告する必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 結核性疾患により病気休暇を受けている職員</p> <p>(2) 結核性疾患以外の傷病により引き続き1箇月を超えて病気休暇を受けている職員</p> <p>(3) 法第68条の規定により就業禁止を命ぜられている職員</p> <p>(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の事由により休職を命ぜられている職員</p> <p>(復職)</p>	<p>(1) 結核性疾患により病気休暇<u>又は療養休暇</u>を受けている職員</p> <p>(2) 結核性疾患以外の傷病により引き続き1箇月を超えて病気休暇<u>又は療養休暇</u>を受けている職員</p> <p>(3) 法第68条の規定により就業禁止を命ぜられている職員</p> <p>(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の事由により休職を命ぜられている職員</p> <p>(復職)</p>
<p>第<u>31</u>条 長期療養者は、その病状が回復し、職務に復帰しようとするときは、市長が定める長期療養者に関する規定に基づき、教育長に申し出なければならない。</p>	<p>第<u>36</u>条 長期療養者は、その病状が回復し、職務に復帰しようとするときは、<u>当該長期療養者が職員(県費教職員を除く。)</u> <u>である場合にあつては</u>市長が定める長期療養者に関する規定に基づき、<u>県費教職員である場合にあつては病状報告書、診断書(第2号様式)、所属長の意見(第3号様式)及びその他の資料を添えて、</u>教育長に申し出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(審査)</p> <p>第32条 教育長は、<u>第30条</u>の規定による報告又は前条の規定による申出があったときは、川崎市職員衛生管理審査委員会（以下「職員審査委員会」という。）の審査に付し、その意見を聴くものとする。ただし、教育長が特に職員審査委員会の審査の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(審査)</p> <p>第37条 教育長は、<u>第35条</u>の規定による報告又は前条の規定による申出があったときは、<u>職員（教職員を除く。）</u>にあつては川崎市職員衛生管理審査委員会（以下「職員審査委員会」という。）<u>、教職員にあつては教職員審査委員会</u>の審査に付し、その意見を聴くものとする。ただし、教育長が特に職員審査委員会<u>又は教職員審査委員会</u>の審査の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>
<p>2 教育長は、職員審査委員会の意見を勘案し、職員の療養等に関し必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(職務に復帰した者に対する措置)</p>	<p>2 教育長は、職員審査委員会<u>又は教職員審査委員会</u>の意見を勘案し、職員の療養等に関し必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(職務に復帰した者に対する措置)</p>
<p>第33条 教育長及び所属長は、病気休暇等により療養していた職員が再び勤務するに至ったときには、その健康状態について配慮するとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(長時間労働者に対する面接指導等)</p>	<p>第38条 教育長及び所属長は、病気休暇等により療養していた職員が再び勤務するに至ったときには、その健康状態について配慮するとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(長時間労働者に対する面接指導等)</p>
<p>第34条 教育長は、職員の労働時間の状況その他の事項が省令第52条の2に規定する要件に該当する職員に対し、産業医その他の医師による面接指導を行うものとする。</p> <p>2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。</p>	<p>第39条 教育長は、職員の労働時間の状況その他の事項が省令第52条の2に規定する要件に該当する職員に対し、産業医その他の医師による面接指導を行うものとする。</p> <p>2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。</p>
<p>3 教育長は、前2項の規定による面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(ストレスチェックの実施等)</p>	<p>3 教育長は、前2項の規定による面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(ストレスチェックの実施等)</p>
<p>第35条 教育長は、職員に対し、法第66条の10第1項の規定により、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施する。</p> <p>2 教育長は、職員に対し、ストレスチェックを受けることを勧奨するものとする。</p>	<p>第40条 教育長は、職員に対し、法第66条の10第1項の規定により、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施する。</p> <p>2 教育長は、職員に対し、ストレスチェックを受けることを勧奨するものとする。</p>
<p>3 所属長は、職員がストレスチェックを受けることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>3 所属長は、職員がストレスチェックを受けることができるよう配慮するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 教育長は、ストレスチェックを受けた職員が法第66条の10第3項の規定により面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、産業医による面接指導を行うものとする。</p>	<p>4 教育長は、ストレスチェックを受けた職員が法第66条の10第3項の規定により面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、産業医による面接指導を行うものとする。</p>
<p>5 <u>第26条</u>、<u>第28条</u>第1項、<u>第29条</u>及び別表第2（就業の面に係る部分に限る。）の規定は、ストレスチェックについて準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「健康診断」とあるのは「<u>第35条</u>第4項の規定による面接指導」と、「職員（<u>教職員</u>を除く。）にあっては別表第2に、<u>教職員</u>にあっては別表第3に定める区分を組み合わせると別表第4」とあるのは「別表第2（就業の面に係る部分に限る。）」と、<u>第28条</u>第1項中「<u>第26条</u>」とあるのは「<u>第35条</u>第5項において読み替えて準用する<u>第26条</u>」と、「職員（<u>教職員</u>を除く。）に対しては別表第2に、<u>教職員</u>に対しては別表第4」とあるのは「職員に対し、その指導区分に応じ、別表第2（就業の面に係る部分に限る。）」と、<u>第29条</u>中「前条の規定による措置又は保健指導」とあるのは「<u>第35条</u>第5項において読み替えて準用する前条第1項の規定による措置」と、「医師又は保健師」とあるのは「産業医」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 <u>第31条</u>、<u>第33条</u>第1項、<u>第34条</u>及び別表第2（就業の面に係る部分に限る。）の規定は、ストレスチェックについて準用する。この場合において、<u>第31条</u>中「健康診断」とあるのは「<u>第40条</u>第4項の規定による面接指導」と、「職員（<u>県費教職員及び市費教職員</u>を除く。）にあっては別表第2に、<u>県費教職員及び市費教職員</u>にあっては別表第3に定める区分を組み合わせると別表第4」とあるのは「別表第2（就業の面に係る部分に限る。）」と、<u>第33条</u>第1項中「<u>第31条</u>」とあるのは「<u>第40条</u>第5項において読み替えて準用する<u>第31条</u>」と、「職員（<u>県費教職員及び市費教職員</u>を除く。）に対しては別表第2に、<u>県費教職員及び市費教職員</u>に対しては別表第4」とあるのは「職員に対し、その指導区分に応じ、別表第2（就業の面に係る部分に限る。）」と、<u>第34条</u>中「前条の規定による措置又は保健指導」とあるのは「<u>第40条</u>第5項において読み替えて準用する前条第1項の規定による措置」と、「医師又は保健師」とあるのは「産業医」と読み替えるものとする。</p>
<p>6 ストレスチェックの実施等について必要な事項は、教育長が別に定める。 （伝染性の疾病等のり患報告）</p>	<p>6 ストレスチェックの実施等について必要な事項は、教育長が別に定める。 （伝染性の疾病等のり患報告）</p>
<p>第<u>36条</u> 職員は、省令第61条第1項各号に掲げる疾病にかかったときは、直ちにその旨を教育長に報告しなければならない。 （健康教育等）</p>	<p>第<u>41条</u> 職員は、省令第61条第1項各号に掲げる疾病にかかったときは、直ちにその旨を教育長に報告しなければならない。 （健康教育等）</p>
<p>第<u>37条</u> 教育長及び所属長は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の保持及び増進を図るために必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。 第4章 快適な職場環境を形成するための措置</p>	<p>第<u>42条</u> 教育長及び所属長は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の保持及び増進を図るために必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。 第4章 快適な職場環境を形成するための措置</p>
<p>第<u>38条</u> 教育長及び所属長は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境</p>	<p>第<u>43条</u> 教育長及び所属長は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境</p>

改正後	改正前																																												
<p>を形成するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置</p> <p>(2) 職員の従事する作業について、その方法を改善するための措置</p> <p>(3) 作業に従事することによる職員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第39条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1 <u>(第24条関係)</u></p>	<p>を形成するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置</p> <p>(2) 職員の従事する作業について、その方法を改善するための措置</p> <p>(3) 作業に従事することによる職員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第44条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第45条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1 <u>(第29条関係)</u></p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>身体計測その他</td></tr> <tr><td>2</td><td>呼吸器系検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>循環器系検査</td></tr> <tr><td>4</td><td>消化器系検査</td></tr> <tr><td>5</td><td>血液検査</td></tr> <tr><td>6</td><td>肝臓機能検査</td></tr> <tr><td>7</td><td>血清脂質検査</td></tr> <tr><td>8</td><td>糖尿病検査</td></tr> <tr><td>9</td><td>腎臓機能検査</td></tr> <tr><td>10</td><td>痛風検査</td></tr> </tbody> </table>	検査項目		1	身体計測その他	2	呼吸器系検査	3	循環器系検査	4	消化器系検査	5	血液検査	6	肝臓機能検査	7	血清脂質検査	8	糖尿病検査	9	腎臓機能検査	10	痛風検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>身体計測その他</td></tr> <tr><td>2</td><td>呼吸器系検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>循環器系検査</td></tr> <tr><td>4</td><td>消化器系検査</td></tr> <tr><td>5</td><td>血液検査</td></tr> <tr><td>6</td><td>肝臓機能検査</td></tr> <tr><td>7</td><td>血清脂質検査</td></tr> <tr><td>8</td><td>糖尿病検査</td></tr> <tr><td>9</td><td>腎臓機能検査</td></tr> <tr><td>10</td><td>痛風検査</td></tr> </tbody> </table>	検査項目		1	身体計測その他	2	呼吸器系検査	3	循環器系検査	4	消化器系検査	5	血液検査	6	肝臓機能検査	7	血清脂質検査	8	糖尿病検査	9	腎臓機能検査	10	痛風検査
検査項目																																													
1	身体計測その他																																												
2	呼吸器系検査																																												
3	循環器系検査																																												
4	消化器系検査																																												
5	血液検査																																												
6	肝臓機能検査																																												
7	血清脂質検査																																												
8	糖尿病検査																																												
9	腎臓機能検査																																												
10	痛風検査																																												
検査項目																																													
1	身体計測その他																																												
2	呼吸器系検査																																												
3	循環器系検査																																												
4	消化器系検査																																												
5	血液検査																																												
6	肝臓機能検査																																												
7	血清脂質検査																																												
8	糖尿病検査																																												
9	腎臓機能検査																																												
10	痛風検査																																												
<p>別表第2 <u>(第26条、第28条、第35条関係)</u></p>	<p>別表第2 <u>(第31条、第33条、第40条関係)</u></p>																																												

改正後				改正前			
指導区分		指導区分の内容	措置の基準	指導区分		指導区分の内容	措置の基準
就業の面	A	通常の勤務でよいもの	措置を講ずることを必要としない。	就業の面	A	通常の勤務でよいもの	措置を講ずることを必要としない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業務の回数の減少又は昼間勤務への転換等の措置を講ずる。		B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業務の回数の減少又は昼間勤務への転換等の措置を講ずる。
	C	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。		C	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療の面	1	異常なし	医療行為を必要としない。	医療の面	1	異常なし	医療行為を必要としない。
	2	要経過観察	医師等による定期的な観察指導を必要とする。		2	要経過観察	医師等による定期的な観察指導を必要とする。
	3	要医療	医師による適正な医療行為を必要とする。		3	要医療	医師による適正な医療行為を必要とする。

別表第3 (第26条関係)

区分	内容
生活 規 正 の 面	A (要休業) 勤務を休む必要のあるもの
	B (要軽業) 勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意) 勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D (健康) 全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療) 医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察) 医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの

別表第3 (第31条関係)

区分	内容
生 活 規 正 の 面	A (要休業) 勤務を休む必要のあるもの
	B (要軽業) 勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意) 勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D (健康) 全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療) 医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察) 医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの

